

exactEarth 使用許諾契約

2020年6月17日版（注）英文の Data License を正とし、本邦訳は参考です。

1. 定義

1.1 「認定ユーザー」とは、エンドユーザーの従業員およびその請負業者であって、エンドユーザーが内部業務のために本製品を使用するにあたり、本製品にアクセスする必要がある者を意味する。エンドユーザーは、その認定ユーザーの作為または無作為に対し完全に責任を負います。

1.2 「派生商品」とは、本製品に基づきエンドユーザーが作成した画像（例えば、PNG または JPEG 画像ファイル）、編集不可能な文書、プロット、要因分析、密度プロット、リスク分析およびその他の統計分析、地図、その他エンドユーザーが作成した関連するアウトプットを意味します。派生商品には、本製品から抽出した電子情報は含まれません。また、派生商品には、自動識別システム（「AIS」）が出力するメッセージを含むデータファイル、AIS メッセージの基礎となる情報、およびソフトウェアによって解析されて、AIS メッセージの基礎となる情報を取り出すことができる他のデータも含まれません。

1.3 「ドキュメンテーション」とは、本製品を使用するために exactEarth がエンドユーザーに提供するすべてのユーザーガイドまたはマニュアルを意味します（ある場合）。

1.4 「exactEarth」は exactEarth Ltd. を意味し、「exactEarth アフィリエイト」は、exactEarth の持株会社またはその子会社のいずれかを所有、所有しているか、または共同所有している企業を意味します。exactEarth アフィリエイトは、本使用許諾契約における下請業者とはみなされません。

1.5 「エンドユーザー」とは、exactEarth 製品およびサービスのエンドユーザーを意味します。

1.6 「本製品」とは、exactEarth または公認代理店および/または代理店がエンドユーザーに提供するすべての情報（データ、データフィールドソフトウェア、その修正、機能拡張、修正または派生品およびデータベースを含むがこれに限定されない）、製品および/またはサービスをいいます。本製品には、exactEarth の Web サイトからインターネットを通じて本製品にアクセスする際にエンドユーザーが使用できる Web ツールおよび CD や DVD に組み込まれているソフトウェアも含まれます。

2. 所有

本使用許諾契約は、エンドユーザーに本製品の使用を許諾するものであり、本製品の所有権を販売する契約ではありません。本使用許諾契約によって明示的に許諾されていないデータのすべての権利と使用は、exactEarth によって留保されています。

3. ライセンス/使用許諾/知的財産権

3.1 exactEarth は、エンドユーザーが明示した自己の内部業務用のみに本製品を使用し、以下の条件のもと、派生製品を作成することを可能にする限定的、非独占的、譲渡不能、取消し可能な権利をエンドユーザーに許諾します。

(a) 派生商品は、内部業務用としてのみ使用することができ、本使用許諾契約により提供される本製品と同じ条件が適用されます（exactEarth から事前に書面で具体的に許諾されている場合を除く）

(b) exactEarth を関連データの供給元として明示し、派生製品には、以下の著作権表示を明示的に表示しなくてはなりません。”Includes material©[year] exactEarth Ltd. All Rights Reserved”

3.2 エンドユーザーは、（法令またはそれに準じる指示、直接的または間接的を問わず）本使用許諾契約で明示的に許諾されている場合を除き、送信、スキャン、コピー、配布、再発行、移転、販売、ライセンス供与、リース、付与、永続的な保持、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、本製品またはその一部を、他の者に複製、開示、公開、または派生物を作成することは禁じられています（派生製品の作成を除く）。本製品がデータ検索の結果をデータファイルにダウンロードすることができる場合、認定ユーザーは、許諾された範囲内で、エンドユーザーの内部業務に通常、公平かつ合理的に必要な量のデータのみをダウンロードすることができます。いかなる場合でも、認定ユーザーは、製品に含まれるすべてのデータまたは実質的にすべてのデータをダウンロードしてはなりません。exactEarth は、自らの裁量で、認定ユーザーがダウンロードするデータの量が、通常の、公正で合理的に必要な使用に合致しないと判断した場合、本使用許諾契約に基づく他の権利にもかかわらず、過度の使用に対する追加料金の徴収、エンドユーザーへのより適切な使用許諾条件の設定、データ使用の制限、利用の中止のほか、本製品へのアクセスを打ち切ることがあります。

3.3 エンドユーザーは、特定の本製品について、exactEarth から事前に書面で許諾されているものについては、本使用許諾期間中に自らのシステムまたはデータベース内に本製品を含むデータのコピーを一つだけ保持することができます。このように保持されたデータの使用は、本使用許諾契約によるものとします。

3.4 エンドユーザーは、許可されていない個人またはローカルエリアネットワークユーザーによるアクセスを防止するために、すべての形式の製品ファイルを保護しなければなりません。エンドユーザーは、合理的な数量のドキュメントのコピーを作成することができます。但し、そのようなコピーにはオリジナルに表示されるすべての凡例、著作権、所有権表示が含まれていなければなりません。

3.5 本製品はカナダの著作権法および 著作権の 国際条約によって保護されています。

exactEarth、および exactEarth アフィリエイトおよびサプライヤーは、著作権、特許、営業秘密権、商標およびその他の知的財産権を含む、本製品に対するすべての権利、権限および利益を所有し、保持するものとします。エンドユーザーの本製品の所有、インストール、または使用は、エンドユーザーに本製品の知的財産権を譲渡するものではなく、エンドユーザーは、本使用許諾契約に明示的に定められている場合を除き、本製品に対するいかなる権利も取得しません。エンドユーザーは、エンドユーザーに配布された本製品またはその他の資料に含まれる exactEarth または第三者の著作権、商標またはその他の所有権に関する通知を取り除いてはならず、本使用許諾契約に基づいてエンドユーザーが作成することを許可されたすべてのコピーについて、そのような通知をすべて複製しなければなりません。エンドユーザーは、exactEarth または第三者が所有する所有権を保護するために exactEarth が合理的に必要とするすべての措置を取らなくてはなりません。

3.6 exactEarth は、特段の義務を負うことなく、エンドユーザーが本製品に関して exactEarth に提供するすべての提案、フィードバック、改善、レポートなどを、直接・間接を問わず、利用することができます。

3.7 本使用許諾契約に基づき使用許諾された本製品が、Web ツールまたはソフトウェア（以下、総称して「本ソフトウェア」）と共に提供される場合、エンドユーザーは、本製品にアクセスする目的および制限の対象でのみ本ソフトウェアを使用し、当該使用について本使用許諾契約の定めに従うものとします。エンドユーザーは、本ソフトウェアを第三者取引、商業的タイムシェアリング、レンタルまたはサービスビューローに使用、または公的に公開したり、公に表示したりすることはできません。エンドユーザーは、許可されていない人物が本ソフトウェアにアクセスできないようにするため、すべての合理的な措置を講じる必要があります。エンドユーザーは、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、派生的著作物の作成、または変更または改変を行うことはできません。別段の合意がない限り、エンドユーザーは本ソフトウェアに関していかなる技術サポートも受けることができません。

3.8 エンドユーザーとは、本製品の使用を正規に許諾されている個人または法人であるとともに、exactEarth が本製品の販売を許可されている国の者であり、また、カナダ政府制裁リストに登録されていないことを意味します。詳細については、以下を参照してください。

(i) www.international.gc.ca/world-monde/international_relations-relations_internationales/sanctions/current-actuelles.aspx?lang=eng

(ii) <http://www.publicsafety.gc.ca/cnt/ntnl-scrt/cntr-trrrsm/lstd-ntts/crrnt-lstd-ntts-eng.aspx>.

エンドユーザーは、exactEarth が、エンドユーザーが前文に違反していると合理的に信じた場合、または当該違反を exactEarth が認識した場合、exactEarth は本使用許諾契約および/または関連する契約書を即座に終了する権利を行使することができることに同意します。

4. 機密保持

4.1 いずれか一方の当事者（以下「開示者」）が直接または認定再販業者を通じて他方の当事者（以下「受領者」）に機密情報を提供した場合、当該機密情報を秘密として慎重に取り扱うものとし、予め書面による承諾を得ない限り、本使用許諾契約または別途当事者で合意された目的以外に利用してはなりません。両当事者は、自らの機密情報に対するのと同等の注意（ただし合理的な程度を下回らないものとする）をもって、相手方の秘密情報を取り扱うものとします。

4.2 本条において、「機密情報」とは、以下を意味します。(a) 本製品、ドキュメンテーション、exactEarth の解析手法に関する情報、(b) 開示者の営業情報および技術情報（開示者の製品、サービス、価格、マーケティング計画、ビジネスプロセス管理、分析技術、ビジネスチャンス、エンドユーザー、または要員に関する情報を含むが、これに限定されない）、(c) 機密である旨明示された開示者のその他の情報、および (d) 本質的に機密である旨を、受領者が知っているかまたは知っているべきである情報。

次のいずれかに該当する情報は機密情報に含まないものとします。(i) 本条項の違反以外の理由で公知となった情報、(ii) 適用法または認定株式取引所によって開示を要求された情報、(iii) 秘密保持義務に違反することなく第三者から提供された情報、(iv) 機密情報または資料を利用することなく、当事者が独自に開発したことを立証できる情報。

5. 保証および免責事項

5.1 本製品およびドキュメンテーションは現状有姿で提供するものであり、exactEarth および exactEarth アプリケーションは、本使用許諾契約に基づいて提供される本製品の使用、内容、完全性、可用性または正確性に関して、一切の表明および保証を行いません。exactEarth は、適用法令で認められる範囲において、明示的・黙示的を問わず、一切の保証を放棄します。当該保証には以下を含みますがこれに限りません。(a) 市場への適合性、特定の目的への適合性ならびに本製品およびドキュメンテーションの非侵害性に関する黙示の保証； (b) 本製品の提供および受領に使用されるインターネットおよび関連ネットワークの可用性または性能に関する保証。エンドユーザーは、エンドユーザーの意図した結果を達成するために本製品を選択する責任、および本製品のインストール、使用および結果について責任を負うものとします。前述の規定を制限することなく、exactEarth は、本製品およびドキュメンテーションにおける瑕疵その他不具合、ならびに本製品がエンドユーザーの要件を充足することに関し一切保証しません。また、exactEarth は、AIS および/またはその他の方法で送信されたデータの正確性、または個々の船舶による発信の中断がないことに対し免責されます。

6. 補償

6.1 exactEarth は、本使用許諾契約の条件に従って提供され、使用される本製品に対してなされた、発効日現在有効な任意の特許の侵害に関する第三者からの請求に対して、エンドユーザーを補償し、防御します（以下「侵害請求」）。

ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。(i) 書面で exactEarth に明示的に認められていない本製品の変更に伴う侵害、(ii) エンドユーザーから提供された、またはエンドユーザーが要求した機能または情報を本製品に組み込んだことによる侵害、(iii) 文書に記載されていない第三者のソフトウェア、機器または情報との本製品の組み合わせによる侵害、(iv) exactEarth 指定バージョン以外のバージョンの本製品を使用していた場合（当該バージョンを使用していれば侵害が回避され、また、その旨がエンドユーザーに通知されていた場合）、(v) エンドユーザーによる本製品の誤使用または exactEarth の機密情報の秘密保持義務に違反した場合。

本製品の侵害が発生した場合または exactEarth が当該侵害の事実を認識した場合、exactEarth は、自らの費用で、(a) 本製品を改変し侵害を排除すること、(b) 本製品と機能的に同等で非侵害の他の製品と交換すること、または (c) エンドユーザーが本製品を引き続き使用するために必要なライセンスを取得することのいずれかを選択し、実施するものとします。また、(a)、(b)、(c) のいずれも商業上合理的でない場合、exactEarth は、(d) 本使用許諾契約を終了し、侵害請求の申立日以降に支払われた代金を払い戻すものとします。

本 6.1 項は、第三者の知財権の侵害に対する exactEarth の唯一の責任であり、エンドユーザーの唯一の救済措置とします。

6.2 エンドユーザーは、(a) 本製品の使用によって、または (b) 本使用許諾の条件への違反によって、exactEarth が被った損失または損害について、exactEarth を補償します。

6.3 補償手続き：この第 6 条に基づく各当事者の補償義務は、補償されている当事者（被補償当事者）が、補償義務を負っている当事者（補償当事者）に、以下を提供することを前提とします。(a) 申立の到来についての速やかな書面による申立到来の通知。(b) 申立に対する防御または和解に関する一切の権利。(c) 当該申立に対する防御および和解に関して、補償当事者が要求した場合、合理的な協力および援助（当該費用は補償当事者の負担とします）。被補償当事者が弁護士を選任した場合、当該費用は、被補償当事者が負担するものとします。

7. 責任の制限

上記の第6条に基づく exactEarth による補償を除き、(i) いかなる場合においても、exactEarth は、本使用許諾契約に関する間接的、偶発的、特別、派生的、懲罰的、模範的、懲罰的損害賠償、利益喪失、使用の喪失または営業損失について責任を負わず、また、(ii) 本使用許諾契約および本製品に関連する exactEarth が負う責任の総額は、契約違反または不法行為であるかに関わらず、本使用許諾契約またはその他の契約に基づきエンドユーザーが exactEarth に支払った代金と支払うべき代金の合計を上限とします。

8. 不可抗力

exactEarth は、自らの合理的な支配を超えた行為や出来事によって引き起こされた債務不履行や遅延について一切の責任を負いません。当該事象には、天災、社会の敵の行為、政府の行為 (exactEarth の過失によらない許可または免許手続きに関する不認可、中断、修正および/または取り消しを含むが、これに限定されない)、法令または規制 (本使用許諾契約に基づきエンドユーザーに本製品を提供するにあたって遵守しなければならない法令および規則を含む)、ストライキまたはその他の労働争議、宇宙デブリの衝突、太陽フレア、または電磁気干渉、ハリケーン、地震、火災、洪水、パンデミック、広範囲での発生、病気、戦争、暴動、爆発、停電、インターネットの故障、および関連するネットワークの故障 (以下「不可抗力」) を含みますが、これに限定しないものとし、不可抗力による遅延が発生した場合、引渡し日は、当該不可抗力の影響を受けた期間に等しい期間、延長されるものとし、

9. 終了

本使用許諾契約および本製品を使用する者 (エンドユーザーを含む、本製品を利用するすべての者。以下、総称して「利用者」) の権利は、以下の場合に自動的に解除されます。(a) 利用者が本使用許諾契約の規定を遵守しなかった場合。(b) 第8条に基づく不可抗力の場合。使用許諾解除の通知から30日以内に、利用者は本製品を exactEarth に返却するとともに、バックアップおよびアーカイブのコピーを含めた本製品のすべてのコピーを破棄したことを書面で証明しなければなりません。所有権、使用制限および譲渡禁止に関するすべての条項は、本使用許諾契約の解除後も有効に存続します。

10. 監査

exactEarth または exactEarth の許可を受けた認定再販業者は、本使用許諾契約をエンドユーザーが遵守していることを確認することを目的に、年に一度 (ただし、違反が発見された場合はこの限りではない)、exactEarth は、エンドユーザーに合理的な通知のうえ、エンドユーザーの通常の営業時間内に、エンドユーザーの所在地で、関連する記録を監査する権利を有します。

11. セキュリティ対策

11.1 exactEarth は、本使用許諾契約の遵守を確実にするため、自らが適切と考えるセキュリティ対策を実施することができます。この exactEarth のセキュリティ対策を回避することは、本使用許諾契約の重大な違反とみなされます。

11.2 特定の製品において、exactEarth は本製品にアクセスするためのパスワードをエンドユーザーに発行します。当該パスワードはエンドユーザーとその認定ユーザーのみが使用することができるものであり、認定ユーザー以外の第三者とは共有できません。エンドユーザーは、本製品の使用 (認定ユーザーによる使用を含む) のすべての使用に対して、唯一かつ絶対の責任を負います。エンドユーザーは、製品および/またはパスワードの不正使用を直ちに exactEarth に通知しなければなりません。

12. その他

12.1 両当事者は、権限を有する両当事者の代表者が発効した書面による手続を除いて、本使用許諾契約を変更、改変または修正することはできません。

12.2 当事者が本使用許諾契約に基づく権利の行使を怠り、またはこれに遅延したことは、権利放棄とはみなさないものとします。

12.3 エンドユーザーは、exactEarth の事前の書面による同意を得た場合に限り（直接的または間接的に、法律上またはその他の方法により）、第三者に本使用許諾契約を譲渡することができます。exactEarth による当該同意は不合理になされず、保留または遅延されません。本使用許諾契約の譲渡の要求のうち、(i) 譲受人が exactEarth の競合相手であり、(ii) 当該譲渡により本使用許諾契約に基づく義務の履行を妨げられ、または (iii) 当該譲渡が本使用許諾契約に基づく使用の範囲およびその意図を変更するもののいずれかに該当する場合、当該要求は不当とみなし、これらに違反した譲渡または移転は無効とします。

12.4 本使用許諾契約は、両当事者、その後継者および譲受人を拘束します。exactEarth は、独自の裁量により、本使用許諾契約に基づく自らの義務の一部または全部を、下請けに請け負わせることができます。

12.5 本使用許諾契約は、オンタリオ州の法律およびそれに適用されるカナダの法律に基づいて解釈され、オンタリオ裁判所を専属的管轄裁判所とします。両当事者は、1980 年の国際物品売買契約に関する国際連合条約の本使用許諾契約への適用を排除します。本使用許諾契約は英語を正とし、英語版によって解釈されるものとします。

12.6 本使用許諾契約のいずれかの条項が、仲裁人または管轄権を有する裁判所によって無効または執行不能であると判明した場合でも、当該条項以外の条項は引き続き有効とします。

12.7 exactEarth とエンドユーザーは、プレスリリース前に相互に合意した場合は、exactEarth がエンドユーザーが本製品のユーザーであるという事実を公表することに同意します。当該公表後、exactEarth は、他の exactEarth のエンドユーザーのリストでのみ当該エンドユーザー名を使用します。エンドユーザーに関するその他の周知・公表等は、エンドユーザーの事前の書面による同意を必要とします。エンドユーザーによる exactEarth に関する周知・公表等は、exactEarth の事前の書面による同意を必要とします。

12.8 本使用許諾契約の各条項は、本使用許諾の解除または期間満了による終了後も、各条項が対象としている事象が存続する限りにおいて、存続するものとします。

12.9 本使用許諾契約のいかなる条項も、本使用許諾契約の当事者ではない者に利益を与え、または強制することを意図するものではありません。